

令和3年10月11日

地域住民の方へ

社会福祉法人大川市福祉会
木の香園児童支援センター
管理者 岡田 理恵

送迎車両の不適切な運転と今後の対応について

この度、地域住民の方からご指摘を賜りましたこと、大変申し訳ございませんでした。この場（書面）を借りてお詫び申し上げますとともに、今後の対応方針について、下記のとおり再発防止に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

記

1. 不適切な運転内容

- ①時期 令和1年7月～令和3年9月
- ②申出者 地域住民
- ③内容
 - a) 当法人の送迎車両が民家敷地内に無断で進入し、Uターンしている。
 - b) 無断で民家敷地内に進入した事実を確認しているのか（いつから、何回）。
 - c) 法人はこの事実を知っているのか。また、指示をしていたのか。
 - d) 運転操作が荒く危険である。

2. 確認した事実

- ①関係する職員から聞き取りを行い、複数の職員が利用者送迎時に民家敷地内に進入し、Uターンさせていることを確認した。
- ②管理者の指示で民家敷地内に進入して、Uターンをするよう指示を行ってはいない。結果として、職員個々の判断で民家敷地内に進入し、Uターンしていた。
- ③危険な運転操作を指摘されたことについては、当該運転手の自覚が乏しかった。併せて送迎を担当する他の職員も同様に自覚が不足している可能性がある。

3. 法人の対応

- ①今回お受けしたご指摘は、「建造物侵入」に該当するもので不法行為であった。
- ②法人は、福祉サービスのご利用者を送迎する際、道路交通法をはじめとする関係法令を遵守し、安全に運転操作を行わせる義務がある。
- ③今後は無許可で民家敷地内に進入することがないように細心の注意を払う。行き止まりの道路などでは、安全確認をしつつ、方向転換を行うこととする。方向転換が難しい場合は、いずれかの地点で車両を後進させて、ご利用者宅前または駐車場に停車させる。